

第 254 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和5年12月18日（月曜日）

午後3時00分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和6管理年度
における知事管理漁獲可能量の設定

（3）その他報告事項

TAC 魚種拡大に係る水産資源ごとの検討進捗状況

第254回海区委員会
資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和5年12月 日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
刺網漁業	2隻	10トン未満	－	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	なし
ひきなわ漁業	2隻					8月1日から2月15日まで	
あなごかご漁業	1隻					周年	
潜水器漁業	－	－	1人	－	第1種共同漁業権区域内	周年(以下の期間を除く) ナマコ:6～8月 アワビ:10～12月 サザエ:6～7月 ムラサキウニ:7～8月 パファンウニ:1～3月 カキ:5～6月	操業区域の漁業権者の同意を得た者

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1ヵ月間

刺網漁業以外: 公示日から2ヵ月間

令和 5 年 月 日公表

まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間）における知事管理漁獲可能量は次のとおりとする。

1 大阪府に配分された漁獲可能量

まあじ、まいわし太平洋系群 ： 現行水準

2 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大阪府まあじ漁業	現行水準
大阪府まいわし漁業	現行水準